令和８年４月
国　税　庁

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項及び第三十八条の四十八第五項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び第七条の四第四項、消費税法施行規則第二十三条の四第五項並びに防衛特別法人税に関する省令第五条第六項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（国税庁告示第４号)」の概要

１　国税関係法令に係る手続等を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用する方法により行う場合におけるファイル形式については、「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項及び第三十八条の四十八第五項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び第七条の三第四項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（令和七年国税庁告示第十二号）」により定めていた。

令和７年度税制改正において防衛特別法人税が創設されたことに伴い、ファイル形式を定める根拠規定が新たに追加されたことを踏まえ、従来の国税庁告示を廃止し、国税関係法令に係る手続等について電子情報処理組織又は電磁的記録を使用する方法により行う場合におけるファイル形式に係る国税庁告示を改めて制定したものである。

２　この告示は、令和８年４月１日から適用する。ただし、第７項

の規定及び附則第５項の規定は、令和８年５月 25 日から適用する。

３　令和８年４月１日から令和８年 12 月 31 日までの間における第１項第２号ハの規定の適用については、同号ハ中「第三十七条の十四第四十一項」とあるのは、「第三十七条の十四第三十五項」とする。

４　令和８年４月１日から令和９年 12 月 31 日までの間における第１項第４号及び第８号、第２項第５号、第３項第４号、第４項第３号並びに第６項第３号の規定の適用については、これらの規定中「ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式」とあるのは、「ＰＤＦ形式」とする。

５　令和８年４月１日から金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行の日の属する年の翌年の 12 月 31 日までの間における第一項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「、第三十八条の二第四項又は」とあるのは、「又は」とする。

６　令和８年５月 25 日から令和９年 12 月 31 日までの間における第７項第３号の規定の適用については、同号中「ＰＤＦ形式又はＪＰＥＧ形式若しくはＪＰＧ形式」とあるのは、「ＰＤＦ形式」とする。